新タワーの環境影響評価書案は、科学的根拠が示されたとは評価できない

日本共産党　片倉　洋

問 先日、東武・タワー会社から「環境アセスの評価書案」が出されたが、評価結果は科学的根拠が示されたとは到底評価できない。評価書案の問題点の第1は、電波塔の安全性である。建設予定地は極めて軟弱な地層で長周波地震に耐えられるか疑問である。環境アセスの項目に地震に対する項目がないが、区長はどう認識しているのか。第2は電磁波の影響である。日本の基準は各国の10分の1とも言われる緩い基準であり、その基準が満たされているからよいとするなら問題である。IT機器類や家電製品、アンテナ方向の変更費用などの影響に対する対応は、どう考えているのか。第3は風の影響である。新タワーから発生するであろう「金切り音」などの風害に対して建設後に対応するとしているが、区長の認識は。第4は、大気汚染の問題である。評価書案では二酸化窒素も浮遊粒子状物質も基準を下回ると述べているが、近い将来さらに細かい微粒子が規制の範囲になると言われている。このような基準や環境に対する配慮・考慮がない。第5は、交通問題である。アセスの項目にはないが区民にとっては重大な問題である。区長はどのような問題が起こると考えているのか。

新タワー建設推進協議会主催のシンポジウム等には協議会に入っていないと参加できない。希望する区民の参加を認めるなど情報公開の改善を求める。

東武鉄道・新タワー株式会社提供
新タワー（イメージ図）

答 タワーの建設は構造上の対策が十分取られ、建築確認の際に耐震をはじめとする建築物の構造に関する厳密な評定を受けると聞いているので、安全性は確認されると考えている。評価書案では電磁波について、国の電波防護指針の基準を大きく下回る結果が出ている。電波防護指針の基準値以下の電波が健康に悪影響を及ぼす証拠は認められないという総務省の見解などから判断すると安全と考える。IT機器などへの影響も電波の送信出力が大きくないなど、電磁波の影響も生じない。風の影響は実験模型による風洞実験の結果、一部で中高層市街地相当の影響が出ると予測されているが、植栽の工夫により改善したいとされているので、十分な措置が取られるよう指導・調整する。大気汚染について、微小粒子状物質は国で新たな環境基準の設定が検討されているので今後の動向を注目し、本区の環境施策に反映させたい。交通問題について、交通ロータリーの設置など様々な対策を講じ、円滑な交通量の処理について関係機関と十分協議する。

建設推進協議会の会員は誘致推進協議会の区内事業者等を中心に構成され、シンポジウムなどは会場等の制約もあり会員を優先してきた。今後は多くの区民の参加を進め、区民への情報公開に努める。

◉後期高齢者医療制度の抜本的改善を望む

問 わが党は、後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求めてきた。今回、東京の保険料は年額15万5000円の試算が示されたが、区長はどのような認識を持って対応するのか。

保険料が払えなければ保険証を取り上げられ、代わりに「資格証明書」が発行され、病院窓口でかかった医療費をいったん全額支払わなければならない。保険料の徴収の仕方について見解を問う。

健診事業は希望者全員が無料で受けられるようにすることが必要である。また、広域連合の民主的運営について区長の見解と対応は。

答 近隣県の広域連合と共同で国に財政支援を要望する予定である。改めて保険料額が示された段階で、区長会としても関係市町村と連携して適切な保険料になるよう広域連合と協議していく。

保険料滞納者に資格証明書を発行するのは、安定的な制度運営のためにはやむを得ない。

今後の広域連合等の検討状況を見極め、一部自己負担を求めることが妥当か否かも含め、具体的内容が調整されしだい区議会の意見を伺い決定する。被保険者の意思が反映できる仕組みは大切であり、意見を申し述べていきたい。

◉学校統廃合計画案の見直しを

問 教育委員会は、「新たな墨田区立学校適正配置等実施計画（素案）」について、地域の町会等に説明会を行ってきたが、多くの参加者から見直しを求める声が相次いでいる。わが党が発行している区議団ニュースを見た区民からも沢山の問合せが寄せられている。素案は40人学級を前提としたもので、30人学級など少人数学級になれば抜本的な見直しを余儀なくされる。30人学級の実現も視野に入れた計画に抜本的に見直すこと、「通学区域のブロック化」とも矛盾する学校選択制は見直すべきである。教育長の見解は。

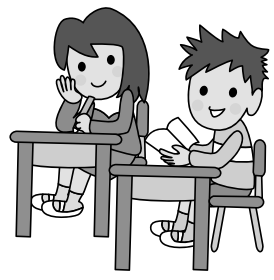

答 現行の枠組みの中で検討を行いつつ、少人数学級の動向等を注視し、国や都の動向に変更が生じた場合、必要であれば適切な修正を加えることとしており、区民の理解をいただきながら教育環境の改善に努めていきたい。

通学区域のブロック化と学校選択制はそれぞれ目的を別にするもので、相互に矛盾するものではないと考えている。学校選択制についても、既に定着していること、一定の成果が見られていることを前提として、利点・弱点等を少し時間をかけて検証しながら改善すべき点があれば適正に対処する。

問 歳出面での税負担軽減について、具体的にどのような対策を検討しているのか。

答 各所管課で取りまとめるよう指示しているので、来年度予算に検討結果を反映させる。

平成18年度各会計歳入歳出決算 ── 決算特別委員会を設置 ──

9月28日の本会議において、区長から平成18年度墨田区一般会計、同国民健康保険特別会計、同老人保健医療特別会計、同介護保険特別会計の各歳入歳出決算報告書が、監査委員の意見書を付して提出されました。

区議会では決算報告を受け、16人の委員で構成する決算特別委員会を設置しました。（審査期間は10月22日から11月1日まで）決算審査の模様は、次号（20年1月発行予定）でお知らせします。

【決算特別委員会委員】
◎出羽　邦夫　　沖山　仁
○西　恭三郎　　大越　勝広
あそうあきこ　　加納　進
樋口　敏郎　　田中　哲
とも　宣子　　木内　清
高橋　正利　　坂下　修
木村たけつか　　西原　文隆
林　恒雄　　鈴木　順子
（◎委員長　○副委員長）

昨年の決算特別委員会のもよう

区民文教委員会のもよう

【9月11日】

議案 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例：国民健康保険法の一部改正に伴い、乳幼児の療養の給付に係る一部負担金の割合（2割負担）の対象を6歳に達する日以後の最初の3月31日以前（義務教育就学前）の者に拡大するなど、一部負担金の割合を改めるもの――起立表決の結果、可決すべきものと決定した。

【9月13日】

議案 墨田区校外学園条例の一部を改正する条例：区立学校が宿泊校外学習を行う場合に、当初設定している区立校外学園の使用期間外においても同学園を使用することができることとするほか、所要の規定整備をするもの――可決すべきものと決定した。

議案 平成19年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算：医療制度改革に伴うシステムの修正経費として3500万円を追加するもの――可決すべきものと決定した。

陳情 区立小中学校の校舎と教育環境の充実に関する陳情：区立小中学校の校舎と教育環境を両国中学校のように整備することを区に求めるもの――「趣旨は理解できるが特定の学校名が上げられているので、もう少し内容を検討したい」などの意見が出され、閉会中も継続審査するものと決定した。

陳情 償却資産に対する固定資産税に関する陳情：固定資産税の免税点を基礎控除に改め、控除額を大幅に引き上げることなど、政府に対し意見書の提出を求めるもの――採択すべきものと決定した。

陳情 負担水準が65％を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続に関する陳情：負担水準の上限を65％に引き下げる軽減措置を20年度以降も継続するよう都に対し意見書の提出を求めるもの――採択すべきものと決定した。

陳情 小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続に関する陳情：減免措置を20年度以降も継続するよう都に対し意見書の提出を求めるもの――採択すべきものと決定した。

陳情 小規模住宅用地の都市計画税の軽減措置の継続に関する陳情：軽減措置を20年度以降も継続するよう都に対し意見書の提出を求めるもの――採択すべきものと決定した。

管外行政調査を行いました

【10月2日～4日】

《静岡県掛川市》
・窓口サービスの向上について

《愛知県犬山市》
・学校教育施策について

《愛知県豊橋市》
・学校教育施策について

掛川市視察のもよう

犬山市視察のもよう

安全・安心なまちづくりのための施策を問う

民主新しい風　青木　いさむ

問 橋の安全性に対して区は耐震補強を含め計画的に維持補修していく予定だが、どの程度進んでいるのか。また、定期点検は行っているのか。区民に区のお知らせ等を使い案内してほしい。

区民消火隊について、消火訓練等練習の度合いは。可搬ポンプの点検状態やオイル等の予備状態、活動内容・補助金の収支報告はどの程度把握しているのか。消防団と区民消火隊の連携が必要と感じているが、例えば総合防災訓練の機会を使い合同訓練が行えるのではないか。また、災害時の生活行動マニュアルを作成して区民に浸透させてこそ、安心なまちづくりと言えるのではないか。

地域防犯リーダー養成講座受講者を中心に防犯協力隊を新設してはどうか。また、区は防犯リーダーに何を求めているのか。

耐震改修事業が多くの方に利用されるよう努力してほしい。都市整備費用の何割かを家屋の耐震診断に回す等も必要。また、無利子で改修費を融資あっ旋する制度等も周知すべき。せめて、昭和56年の建築基準法改正以前の建物とすべての木造家屋に限定する事も一考だがどうか。震災に備え主要生活道路の整備計画の必要性を明確にし、重点的整備路線から取りかかり、計画を区民に発表すべき。

「やさしいまちづくり」について、道路の段差を防ぐ等の応急措置をとるよう求める。また、自転車と歩行者との接触を防ぐため、歩道の幅の狭い所では植え込みを撤去するよう要望する。植え込みの手入れ費用をバリアフリーと二輪車の事故防止対策に回すなど、歩道の整備に対する区長の所見を伺う。

答 橋梁の調査結果に基づき計画的に補修工事を実施しているが、今後、架け替えも行っていく。定期点検は毎年行っているが、必要に応じ専門家による点検を実施する。区民への周知はホームページ等への掲載を考えたい。

平均訓練回数は1隊当たり年6回。可搬ポンプの点検は区が年1回委託している。オイル等の用意は各隊にお願いしている。補助金の収支は毎年度報告を受けている。消防団と区民消火隊との連携については消防署と相談の上、地域防災力の向上に努めたい。災害時の行動マニュアルは防災パンフレットの中で行動のあり方等を示しており、今後も周知に努める。

地域防犯リーダーの役割は、地域の自主防犯活動の活性化に生かしてもらうこと。防犯協力隊の新設は地域の意見を伺いたい。

耐震助成の制度は20年度に見直しを図ることになっており、要件や手続きの面を含めて利用しやすい制度となるよう検討する。あわせて住宅修築資金あっ旋や税制優遇策等も積極的に周知したい。昭和56年5月以降に建築された建物は一応耐震性を有しており、助成対象から除外している。

主要生活道路整備は都市計画マスタープランで整備方針を定め、区のお知らせ等で周知を図ったほかコミュニティ懇談会等で説明してきた。住宅市街地総合整備事業導入地区の重要な路線を優先整備路線と位置付け積極的に整備する。

歩道のバリアフリーは計画的に進めてきたが、著しい段差が生じている場合は管理者と連絡を取り早急に対応したい。歩道上の緑地帯撤去は難しいが、安全な歩行空間を確保する工夫は行っていく。

◉教育現場での問題解決に向けた取組を

問 道徳教育、特にあいさつ等に時間をかけ教育する事に教育長はどのように感じているか。

人として交流を持ち子どもたちがお互いを知り助け合うためにも学級の人数は少ないほうがよい。墨田区の判断として30人学級制度の早期導入を決定してほしい。また、適正配置等による児童・生徒の増加に余裕を持って対応できる施設整備を進めてほしいがどうか。

子どものいじめ問題や保護者からの過剰要求に対する先生への支援について、弁護士導入による支援のあり方を含めて見解を伺う。

開発的学力向上プロジェクトのテスト終了後、中身を再度見直し検証する体制はできているのか。学習障害児等を1クラスに集め学習運営を個々に合わせていくという特別支援教育は実施できないか。また、今後の学習の方向性と教員の業績評価制度に対する考えを伺う。

保護者が子どもに家庭教育をしやすい環境づくりが必要だが、保護者が参加したくなるような対策強化を進めていく考えはないか。

放課後の部活動用の区内巡回バスをつくり、学校間の交流を行うよう提案する。

答 礼節を重んじることは道徳教育の基本として位置付けられるものと認識している。

都教育委員会は40人学級編成を変える考えはないが、学力向上には少人数が効果的であるという立場であり、これを受け区でも少人数による授業等を実施している。教室の不足については児童・生徒数等を十分精査していきたい。

弁護士導入による支援は学校と保護者の相互の信頼関係構築が大切と考えるが、今後、案件が相当数発生するようであれば考えたい。

学力等の課題を分析し、授業改善の取組や家庭学習への支援を行っている。区では特別支援教育を実施しているが、今後も一人ひとりの学習状況等、きめ細かな把握と指導の充実等を行っていく。業績評価制度は教員の資質向上や組織の活性化に有効な手段と考える。

家庭教育しやすい環境づくりについては講座内容の充実による参加促進や、充実した学習機会を提供できるよう工夫を重ねたい。

部活動用の区内巡回バスは実施に課題が多くあることから、地域のサークル等との連携をしていくことが望ましいと考えている。

● 会議日程（会期19日間）●

第3回定例会中に開かれた主な会議は次のとおりです。

9月10日	本会議	・会期の決定 ・代表質問
11日	本会議	・代表質問 ・一般質問 ・討論 ・議案の議決 ・区長提出議案の説明 ・委員会付託
	区民文教委員会	・付託議案の審査
	企画総務委員会	・付託議案の審査
	議会運営委員会	・本会議の議事運営
12日	新タワー建設・観光対策特別委員会	・付託事項の調査
13日	区民文教委員会	・付託議案の審査等
20日	福祉保健委員会	・付託議案の審査等
21日	地域都市委員会	・付託議案の審査等
25日	企画総務委員会	・付託議案の審査等
27日	議会運営委員会	・本会議の議事運営
	区議会広報委員会	・第151号の発行
28日	本会議	・議案の議決 ・区長提出議案の説明

福祉保健委員会のもよう

【9月20日】

議案 **墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例**：定率減税の縮減及び廃止並びに国から地方への税源移譲による税制改正に伴い、所得等の状況が変わらない場合でも、一部の世帯の保育料について、18年度の負担と19年度以後の負担との間に不均衡が生ずるため、19年度以後の保育料の負担が、18年度の保育料の負担を上回らない範囲でほぼ同水準となるよう、是正措置を講ずるもの――可決すべきものと決定した。

陳情 **シルバーパスの利用料見直しに関する陳情**：利用者の負担金額を所得に応じて細分化された利用料にするよう都に対して意見書の提出を求めるもの――「経過措置をあと1年間継続できるのではないかという都議会の動きもあるので、もう少し様子をみる必要がある」、「区民の負担軽減を図るため、所得に段階を設け、それに応じた利用料とすべき」などの意見が出され、閉会中も継続審査するものと決定した。

報告 **区立保育園の給食調理業務委託について**――行財政改革の推進と保育園における給食サービスの安定的かつ継続的な提供を確保するため、19年度に引き続き、20年度においても職員の退職状況や施設状況等を勘案し、給食調理業務を民間事業者に委託することとした鐘ヶ淵北保育園ほか2園の委託内容、事業者の選定方法等について報告があった。

報告 **路上生活者対策事業再構築について**――都区の共同事業である路上生活者対策事業について、これまでの事業の経緯及び現行の緊急一時保護センター、自立支援センターを統合するとともに、新たに借上げ型自立支援住宅を設置するなど、路上生活者の自立支援のための新たなシステムの内容について報告があった。

管外行政調査を行いました

【10月1日～3日】

《長野県茅野市》
・福祉施策について

《長野県松本市》
・健康づくり施策について

《長野県佐久市》
・高齢者福祉施策について

茅野市視察のもよう

佐久市視察のもよう

みなさんの声［陳情の審査結果］

今定例会では、陳情9件（うち1件は平成19年第2回定例会で継続審査となったもの）を所管の委員会で審査し、最終日の本会議で次のとおり決定しました。

■採択したもの

【区民文教委員会付託】

・償却資産に対する固定資産税に関する陳情

・負担水準が65％を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続に関する陳情

・小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続に関する陳情

・小規模住宅用地の都市計画税の軽減措置の継続に関する陳情

【地域都市委員会付託】

・割賦販売法の抜本的改正に関する陳情（2件）

・公団住宅居住者の居住の安定に関する陳情《第1項・第2項・第4項》

■不採択としたもの

【地域都市委員会付託】

・公団住宅居住者の居住の安定に関する陳情《第3項》

――「趣旨に沿うことは困難である」

■継続審査としたもの

【区民文教委員会付託】

・区立小中学校の校舎と教育環境の充実に関する陳情

【福祉保健委員会付託】

・シルバーパスの利用料見直しに関する陳情

特別委員会を聞く

■都市開発・災害対策特別委員会

【8月10日】

白鬚東地区（旧都立忍岡高校跡地）の防災センター用地に関し、白鬚東防災拠点の位置付けと機能、土地の概要・23区東部地域の防災上の課題・当該用地の活用方法等について説明がありました。

■新タワー建設・観光対策特別委員会

【8月31日】

業平橋押上地区開発事業に関する環境影響評価書案が開発事業者から東京都知事に提出されたので、評価書案の概要等について説明がありました。

【9月4日】

①墨田区観光振興プラン改訂作業の中間報告について　②観光まちづくり総合交通戦略策定の中間報告について　③押上業平橋地区景観ガイドライン（案）について説明がありました。

【9月12日】

業平橋押上地区開発事業の環境影響評価書案について、開発事業者から説明がありました。

【10月5日】

①業平橋押上地区開発事業の環境影響評価書案に対する区長意見書案について　②押上・業平橋駅周辺地区地区計画原案等及び景観ガイドライン（案）の説明会の報告について　③すみだ中央エリア景観ガイドライン（最終案）について　④業平橋押上地区開発事業（新タワー建設）における試験杭の実施について　⑤新タワー建設推進協議会（新タワー関連街区計画及び環境影響評価書案等説明会）の報告について説明がありました。

定例会で議決した議案

今回の定例会で可決した議案

◎区長提出議案

＜予　算＞

・平成19年度墨田区一般会計補正予算

・平成19年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算

＜条　例＞

・墨田区長等の給料の特例に関する条例

・墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

・墨田区手数料条例の一部を改正する条例

・職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

・財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

・墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

・墨田区立校外学園条例の一部を改正する条例

・墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例

＜人　事＞

・墨田区教育委員会委員任命の同意について

＜その他＞

・物品の買入れについて（4件）

◎議員提出議案

・第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議

・固定資産税における償却資産に関する意見書

・固定資産税及び都市計画税の軽減措置等の継続に関する意見書

・割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

・公団住宅居住者の居住の安定に関する意見書

・中小企業の事業承継円滑化のための税制改正に関する意見書

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（要旨）

現在、クレジット契約を悪用した詐欺的商法の被害が社会問題となっています。消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるためには、抜本的な法制度の整備が必要です。

よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては下記事項を実現するよう強く要望いたします。

記

1　クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2　クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3　1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4　個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣
法務大臣　経済産業大臣　あて

固定資産税及び都市計画税の軽減措置等の継続に関する意見書（要旨）

現在、東京都が実施している「小規模住宅用地にかかる都市計画税を2分の1とする軽減措置」「小規模非住宅用地にかかる固定資産税・都市計画税の税額を2割減免する措置」「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65％に引き下げる軽減措置」を廃止した場合、中小零細事業者の経営や生活を圧迫し、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

よって、墨田区議会は東京都に対し、下記事項を早急に実現するよう強く要望いたします。

記

1　小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を平成20年度以降も継続すること。

2　小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を平成20年度以降も継続すること。

3　商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65％に引き下げる軽減措置を平成20年度以降も継続すること。

東京都知事　　あて

固定資産税における償却資産に関する意見書（要旨）

償却資産の免税点制度は、課税標準額が149万円の場合は非課税ですが、150万円になると税率1.4％となり、このことが納税者に不公平感を与え、制度への不信感を招く結果となっています。また、償却資産の申告期限は1月31日、所得税の申告期限は3月15日で申告期限の違いが事務手続きを煩雑にし、納税者の利便性を欠く事態を招いています。

よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、納税者が納得できる制度に改善するとともに、申告しやすい環境を整えるため、下記事項を早急に実現するよう強く要望いたします。

記

1　償却資産に対する固定資産税の免税点を基礎控除に改め、控除額を大幅に引き上げること。

2　償却資産に対する固定資産税の申告期限を3月15日とすること。

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣
総務大臣　財務大臣　あて

あわの自然学園の施設調査を行いました

19年8月27日に栃木県鹿沼市にある校外学園施設の現況について施設調査を行いました。

あわの自然学園施設調査のもよう

中小企業の事業承継円滑化のための税制改正に関する意見書（要旨）

事業承継をめぐる問題は、日本経済の発展を阻害する大きな要因となっています。中小企業の雇用や高度な技術を守り、事業承継を円滑に進めていくための総合的な対策を早急に講じる必要があります。

よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、中小企業の事業承継円滑化のために下記事項を早急に実現するよう強く要望いたします。

記

1　非上場株式等に係る相続税の減免措置について、抜本的な拡充を図ること。

2　非上場株式の相続税法上の評価制度について、事業承継円滑化の観点から見直しも含め、合理的な評価制度の構築を図ること。

3　相続税納税の円滑化を図るために、事業承継円滑化の観点から必要な措置を講じること。

4　税制面のみならず、情報面、金融面、法制面など、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し、総合的な対策を講じること。

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣
財務大臣　経済産業大臣　あて

公団住宅居住者の居住の安定に関する意見書（要旨）

平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」は、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅事業に関して、管理業務の民間委託を拡大し、業務の効率化を図ることなどを求めています。

墨田区内では、10月から日常業務の民間委託が一部の団地で始まる予定であり、居住者の方々は将来への大きな危惧を抱いています。

よって、墨田区議会は政府及び関係機関に対し、居住者の居住の安定のために、下記事項を早急に実現するよう強く要望いたします。

記

1　政府及び独立行政法人都市再生機構は、衆参両議院が賛成した都市再生機構法付帯決議をはじめ、国会諸決議に反する決定を行わず、決議を誠実に守りその実現に努めること。

2　政府及び独立行政法人都市再生機構は、都市再生機構住宅が住宅セーフティネットとして、公共住宅の役割を果たすようその実現に努めること。

3　独立行政法人都市再生機構は、居住者の居住の安定に配慮して、居住者の合意のない住棟・団地の売却を行わず、建替えに当たっては入居者の安定した継続入居を保障すること。

内閣総理大臣　国土交通大臣
独立行政法人都市再生機構理事長　あて

編集後記

区議会事務局から

日ごとに、朝夕の空気が冷く感じられ、秋の気配が深まってきました。スポーツ・芸術・読書、皆さんには、どんな秋色が訪れていますか。

区議会事務局議事調査担当
☎5608―6352

次の定例会は11月に開かれます。